

株 主 各 位

証券コード 7150  
平成29年6月6日  
松江市朝日町484番地19  
**株式会社島根銀行**  
代表取締役 青 山 泰 之  
頭 取

## 第167期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第167期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
3. 目的事項  
報告事項  
1. 第167期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
2. 第167期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

（お 願 い） 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.shimagin.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 第167期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

(主な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、国際業務、証券業務、内国為替業務の他に、代理業務、証券投資信託・損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、市場誘導業務などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

平成28年度のわが国の経済は、企業収益が高い水準で推移する中、雇用・所得環境も着実に改善し、消費者マインドに足踏みがみられた個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。

金融市場において長期金利は、日銀のマイナス金利政策導入以降マイナス圏で推移し、英国のEU離脱問題による世界経済の先行き不透明感を背景として、一時マイナス0.2%を下回る水準まで低下したものの、11月の米国大統領選後に米国金利が上昇したことを受け、その後はプラス圏で推移しました。日経平均株価は、4月の熊本地震の発生やEU離脱問題などを受け一時的に下落する場面がみられましたが、円安ドル高進行を受け、概ね19,000円前後での値動きとなりました。為替は、やや大きく円高に振れる場面がみられましたが、米国大統領選後は円安基調が強まり、年度末には111円台での推移となりました。

こうした中、当地山陰の経済をみますと、個人消費に弱さがみられましたが、企業収益の改善を背景に雇用・所得環境は着実に改善しており、総じて、全国同様、緩やかな回復基調が続きました。

(事業の経過及び成果)

当行の第167期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

預金につきましては、公金預金が減少しましたが、個人預金が増加したことから、全体では期中6億円増加し3,689億円となりました。

また、貸出金は、地公体向け貸出金や個人向け貸出金が増加しましたが、法人向け貸出金が減少したことなどから、全体では期中31億円減少し2,635億円となりました。

有価証券は、債券が減少した一方で受益証券が増加したことから、全体で期中6

億円増加し1,017億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利回りの低下を主因として貸出金利息が減少したことや有価証券関係収益が減少したことなどから、経常収益全体では前期比253百万円減少し7,712百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費が増加しましたが、貸倒引当金繰入額が戻入に転じたことなどから、全体では前期比765百万円減少し6,107百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比512百万円増益の1,605百万円となりました。

また、当期純利益は、固定資産減損損失の計上などによる特別損失の増加や、昨年度の法人税等還付税額の要因の剥落、繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額の増加等がありましたが、最終的には前期比303百万円増益の、950百万円と過去最高益となりました。

人員につきましては、前期末比11名減少の400名（うち出向33名）となっております。

店舗につきましては、前期末同様34か店であり、店舗外現金自動設備は前期末比2か所増加し32か所となっております。

#### （対処すべき課題）

当地山陰におきましては、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、経済規模は縮小傾向にあり、当行を取り巻く環境もより厳しさを増すことが予想されます。

こうした厳しい環境下におきまして、平成28年度よりスタートした中期経営計画『次の100年に向かって～自主独往路線を堅持しての地方創生への貢献～』（計画期間:平成28年4月～平成31年3月）に掲げる施策を着実に実践した結果、平成29年3月期において、当期純利益は創業来最高益を更新することが出来ました。

今後におきましても、本計画に基づき、創業の原点（逼迫した庶民金融への貢献、産業の振興）を再確認のうえ、経営理念の下、前中計から継続しての「人材の強化」「組織の強化」「営業の強化」「財務の強化」の4本柱の取組みにより、経営ビジョンの実現を目指してまいります。

この他、社会貢献活動についても積極的に推進してまいりますとともに、これからも地域に根ざした銀行として、当地域の経済を支えていくという重要な使命を全うするため、役職員が一丸となって邁進する所存でございます。

#### 【経営ビジョン】

フェイス・トゥ・フェイスの精神の下、地域密着型金融を強化し、自主独往路線を堅持しつつ、質の高い金融仲介機能の発揮とそれを支えるための健全性の維持向上により、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努め、地方創生に貢献できる銀行

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	3,497	3,540	3,682	3,689
定期性預金	2,309	2,302	2,479	2,441
その他	1,187	1,238	1,203	1,248
貸 出 金	2,495	2,599	2,666	2,635
個人向け	859	864	829	830
中小企業向け	1,092	1,092	1,118	1,063
その他	543	642	718	741
有 価 証 券	992	1,038	1,010	1,017
国 債	513	514	498	477
その他	478	523	511	539
総 資 産	3,908	4,037	4,230	4,192
内 国 為 替 取 扱 高	7,647	7,643	7,878	7,718
外 国 為 替 取 扱 高	2百万ドル	2百万ドル	2百万ドル	1百万ドル
経 常 利 益	1,704百万円	1,239百万円	1,093百万円	1,605百万円
当 期 純 利 益	763百万円	618百万円	646百万円	950百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	137円37銭	111円19銭	116円29銭	170円97銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	400人	411人
平 均 年 齢	38年11月	38年7月
平 均 勤 続 年 数	15年11月	15年6月
平 均 給 与 月 額	299千円	294千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。  
 4. 上記のうち、当期末における出向使用人数は33名であります。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
使 用 人 数	本 部 部 門	営 業 部 門	本 部 部 門	営 業 部 門
		103人	297人	99人

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
島 根 県	25 ( 5 )	25 ( 5 )
鳥 取 県	9 ( 4 )	9 ( 4 )
合 計	34 ( 9 )	34 ( 9 )

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32か所（前年度末30か所）及びコンビニエンスストア内等でご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,368台（前年度末22,472台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備13,592台（前年度末13,536台）、それぞれ設置しております。

#### ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

- ・店舗外現金自動設備の新設  
本店営業部 東本町出張所 (松江市)  
出雲支店 イオンモール出雲店出張所 (出雲市)
- ・店舗外現金自動設備の廃止  
該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,470
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本 店 ビ ル 新 築	1,954

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江リース株式会社	松江市西津田一丁目5番18号	一般諸機械器具及び設備等の動産のリースならびに売買・融資、手形の割引及び債務の保証業務・前項に附随又は関連する一切の業務	昭和56年4月25日	268百万円	98.50%	子会社
しまぎんユーシーカード株式会社	松江市朝日町484番地19	クレジットカード業務・金銭貸付業務・信用保証業務・有価証券の保有・信用調査業務・前項に付帯又は関連する一切の業務	平成9年10月22日	30百万円	5.00%	関連法人等

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出および預入れサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役及び監査役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
青山 泰之	取締役頭取（代表取締役）		
田頭 基典	取締役相談役		
若槻 明彦	常務取締役		
飯塚 貴久	常務取締役		
朝山 克也	常務取締役		
金築 宏	取締役		
松井 和城	取締役		
吉川 隆博	取締役		
竹原 信彦	取締役		
上野 豊明	取締役（社外取締役）		
多々納 道子	取締役（社外取締役）	大学教授	
濱田 寛	常勤監査役		
周藤 滋	監査役（社外監査役）	弁護士	
石原 明男	監査役（社外監査役）	税理士	
岡崎 勝彦	監査役（社外監査役）	大学教授	

### (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12	203 (102)
監査役	4	33 (12)
計	16	236 (114)

(注) 1. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

2. 「報酬等」には役員退職慰労引当金として費用処理した額及び平成29年6月27日開催の第167期定時株主総会において承認された場合の退任取締役及び退任監査役への退職慰労金を含んでおります。使用人兼務役員の使用人給与と相当額26百万円（うち、報酬以外の金額3百万円）は含んでおりません。
3. 「支給人数」「報酬等」には、平成28年6月28日開催の第166期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名の報酬及び退職慰労金を含んでおります。
4. 平成5年6月29日開催の第143期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額900万円以内（但し、使用人給与相当額は含まれておりません）、平成7年6月29日開催の第145期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額180万円以内と決議をいただいております。
5. 平成22年6月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。

### (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
上野 豊明	該当事項はありません。
多々納 道子	放送大学島根学習センター客員教員、島根大学名誉教授、島根大学教育学部特任教授、松江市教育委員会委員
周藤 滋	周藤滋法律事務所 弁護士
石原 明男	石原明男税理士事務所 税理士
岡崎 勝彦	島根大学名誉教授、愛知学院大学大学院教授

(注) 取締役 上野豊明氏、多々納道子氏ならびに監査役 周藤滋氏、石原明男氏及び岡崎勝彦氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
上野 豊明	2年10ヶ月 (平成26年 6月27日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	金融行政経験や他の金融機関での監事経験で培われた豊富な知識からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
多々納 道子	1年10ヶ月 (平成27年 6月26日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
周藤 滋	21年10ヶ月 (平成7年 6月29日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
石原 明男	10年10ヶ月 (平成18年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
岡崎 勝彦	10年10ヶ月 (平成18年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	16 (2)	—

(注) 1. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

2. 銀行から受けている報酬等には、役員退職慰勞引当金として費用処理した額2百万円が含まれております。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 奥田 賢	41	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 平成29年3月31日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度の監査実績・監査報酬、同業他行の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、41百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、即ち1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2.

会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、会計監査人に信用不安が発生した場合、その他継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定し株主総会に上程する方針です。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行が「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。

- (ア)株主総会議事録
- (イ)取締役会議事録
- (ウ)経営会議議事録
- (エ)業務監査会議議事録
- (オ)株主総会議事録謄本

イ. 前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。

(ア)信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

(イ)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク

a. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

- b. 為替リスク
    - 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
  - c. 価格変動リスク
    - 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
  - (ウ)流動性リスク
    - 運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク
  - (エ)オペレーショナル・リスク
    - 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
      - a. 事務リスク
        - 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
      - b. システムリスク
        - コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
      - c. 法務リスク
        - 法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
      - d. 人的リスク
        - 人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク
      - e. 有形資産リスク
        - 災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
      - f. 風評リスク
        - 風説・風評から顧客やマーケット等において評判が悪化することにより損失を被るリスク
  - イ. 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
  - ウ. 統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。
  - エ. 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議における議論を経て決定する。
  - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
  - イ. 代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

- ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。
  - エ. 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役へ報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
  - オ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関(顧問弁護士)を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
  - カ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
  - キ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。
  - ク. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
  - ケ. 経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
  - コ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
  - サ. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
  - シ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
    - (ア)取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。
  - イ. 当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
    - (ア)業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。
      - a. 信用リスク
        - 与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
      - b. 市場リスク
        - 金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
        - (a)金利リスク
          - 金利変動に伴い損失を被るリスクで、金融機関からの調達金利の上昇がリース契約等の利

率に転嫁できないこと及び、保険事故の増加により動産総合保険料率の変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

(b) 為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク

(c) 価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク

c. 資金リスク

金融機関の融資スタンスの変化からノンバンク向け貸出の規制等で必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること、及び、金融機関の破綻により預金保険制度の保護範囲を超えた部分の資金確保が困難になることにより損失を被るリスク

d. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク

(a) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク

(b) システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

(c) 法務リスク

法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク

(d) 人的リスク

人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク

(e) 有形資産リスク

災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク

(f) 風評リスク

風説・風評から顧客等において評判が悪化することにより損失を被るリスク

(イ) 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。

(ウ) 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

ウ. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。

エ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。

(イ) 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

- (ウ)コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
  - (エ)組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
  - (オ)利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
  - (カ)反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の子会社の被害を最小化する。
  - (キ)財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
  - (ク)金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
  - (ケ)内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことと、取締役会からの独立を確保する。
  - イ. 監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- ⑦当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制
    - (ア)取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。  
この報告としての主なものは以下のとおり。
      - a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
      - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
      - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
      - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
      - e. 通報システムの運用及び通報の内容
      - f. 行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
  - イ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
    - (ア)取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。  
この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
  - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
  - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
  - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
  - e. 内部通報システムの運用及び通報の内容
  - f. 社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。
- ⑨当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。
- ⑩その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。
  - イ. 監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。
  - ウ. 監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当行の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会議事録等、取締役職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。
- ②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
- ③当行の取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を52回、取締役会を15回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。
  - イ. 取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
  - ウ. 取締役は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」

- を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。
- イ. コンプライアンスに関する研修を20回開催し、不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。
- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。
  - イ. 子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。
- ⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。
- ⑦ 当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。
  - イ. 当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
  - ウ. 当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。
- ⑨ 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査役職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。
- ⑩ その他当行の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。
  - イ. 業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。
  - ウ. 会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

**11. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**12. その他**

該当事項はありません。



# 第167期 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収入	5,275	7,712
貸付金	3,942	
有価証券	1,305	
預金	0	
その他	21	
受取利息	3	
引当金	1	
手数料	640	
買収	155	
売却	484	
償還	630	
経常	0	
売却	618	
立替	12	
売却	1,166	
売却	483	
売却	42	
売却	487	
売却	154	
経常費用	608	6,107
借入金	533	
支払	20	
手数料	47	
手数料	8	
手数料	604	
手数料	45	
手数料	559	
手数料	20	
手数料	16	
手数料	3	
手数料	4,854	
手数料	19	
手数料	0	
手数料	5	
手数料	13	
経常利益	1,605	
特別損失	138	138
固定資産	7	
固定資産	217	
固定資産	138	
固定資産	126	
特別利益	159	1,253
法人	143	
法人	16	
特別利益	302	
特別利益	950	950

# 第167期 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	6,636	472	472	651	2,072	3,845	6,569	△43	13,635
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△277	△277	-	△277
利益準備金の積立	-	-	-	55	-	△55	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	950	950	-	950
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	97	97	-	97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	55	-	714	769	△0	769
当期末残高	6,636	472	472	707	2,072	4,559	7,339	△43	14,404

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,717	1,187	5,904	19,540
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△277
利益準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	950
自己株式の取得	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,027	△97	△1,125	△1,125
当期変動額合計	△1,027	△97	△1,125	△355
当期末残高	3,689	1,090	4,779	19,184

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 1年～50年  
その他 2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,553百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

## (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

## (6) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もった建替関連の損失見込額を計上しております。

# 7. ヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ16百万円増加しております。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 517百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は874百万円、延滞債権額は9,042百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,045百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,975百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は991百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券28,068百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金22百万円及び保証金9百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,828百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,021百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,123百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,696百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 454百万円(当事業年度圧縮記帳額 138百万円)
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債1,500百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は410百万円であります。
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 45百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額 2,200百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 215百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、55百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	31百万円
役務取引等に係る収益総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	一百万円
その他の取引に係る収益総額	1百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	一百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	61百万円

2. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店と相互補完関係が強い出張所は、同一のグルーピングとしております。)

このうち、以下の資産について、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額217百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
鳥取県	営業用店舗3カ店	土地・建物	212百万円
島根県	遊休資産1カ所	土地・建物	4百万円
合計			217百万円

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	18	0	0	18	(注)
合計	18	0	0	18	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加209株であります。  
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増しによる減少21株であります。

(有価証券関係)  
貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）  
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,496	5,662	165
	社債	1,291	1,363	72
	その他	—	—	—
	小計	6,787	7,025	238
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,899	2,899	—
	小計	2,899	2,899	—
合 計		9,687	9,925	238

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

#### 4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,178	2,606	1,572
	債券	61,004	58,335	2,669
	国債	42,266	40,048	2,218
	地方債	2,600	2,490	110
	社債	16,137	15,796	340
	その他	13,689	11,829	1,859
	小計	78,872	72,771	6,101
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	627	666	△38
	債券	252	254	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	252	254	△1
	その他	14,365	15,138	△773
	小計	15,245	16,059	△814
合 計		94,118	88,831	5,286

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	244
その他	37
合計	281

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,310	470	—
債券	2,182	4	16
国債	2,182	4	16
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,169	630	—
合計	4,662	1,105	16

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	664百万円
貸出金償却損金不算入額	616
減価償却費損金算入限度超過額	194
繰延消費税	115
減損損失	115
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	66
本店建替損失引当金損金算入限度超過額	53
その他	115
繰延税金資産小計	1,943
評価性引当額	△1,174
繰延税金資産合計	768
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,597
その他	25
繰延税金負債合計	1,622
繰延税金負債の純額	854百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,451円98銭
1株当たりの当期純利益金額	170円97銭

## 連結計算書類の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等      1社  
会社名  
    松江リース株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
    該当ございません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
    該当ございません。
- ② 持分法適用の関連法人等      1社  
会社名  
    しまぎんユーシーカード株式会社
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
    該当ございません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
    該当ございません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日                      1社

# 第167期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	34,644	預 金	368,751
買 入 金 銭 債 権	2,899	借 用 金	21,806
有 価 証 券	101,256	社 債	1,520
貸 出 金	261,835	そ の 他 負 債	1,283
外 国 為 替	8	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	218
リース債権及びリース投資資産	4,309	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	20
そ の 他 資 産	2,564	偶 発 損 失 引 当 金	52
有 形 固 定 資 産	10,409	本 店 建 替 損 失 引 当 金	175
建 物	6,086	繰 延 税 金 負 債	873
土 地	3,730	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	527
リ ー ス 資 産	61	支 払 承 諾	7,743
建 設 仮 勘 定	37	負 債 の 部 合 計	402,973
その他の有形固定資産	493	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	359	資 本 金	6,636
ソ フ ト ウ ェ ア	312	資 本 剰 余 金	472
リ ー ス 資 産	2	利 益 剰 余 金	8,223
その他の無形固定資産	43	自 己 株 式	△43
退 職 給 付 に 係 る 資 産	131	株 主 資 本 合 計	15,289
繰 延 税 金 資 産	44	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,689
支 払 承 諾 見 返	7,743	土 地 再 評 価 差 額 金	1,090
貸 倒 引 当 金	△3,101	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	42
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	4,821
		非 支 配 株 主 持 分	20
		純 資 産 の 部 合 計	20,131
資 産 の 部 合 計	423,104	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	423,104



# 第167期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,636	472	7,374	△43	14,440
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 277	－	△ 277
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,029	－	1,029
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
自己株式の処分	－	－	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	－	－	97	－	97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	849	△0	849
当期末残高	6,636	472	8,223	△ 43	15,289

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,717	1,187	14	5,918	19	20,378
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 277
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	1,029
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	－	0
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,027	△ 97	28	△ 1,096	1	△ 1,095
当期変動額合計	△ 1,027	△ 97	28	△ 1,096	1	△ 246
当期末残高	3,689	1,090	42	4,821	20	20,131

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 1年～50年

その他 2年～20年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,553百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(9) 本店建替損失引当金の計上基準

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もった建替関連の損失見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによってお

ります。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当連結会計年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

#### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

#### (14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16百万円増加しております。

### 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

### 注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）67百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は874百万円、延滞債権額は9,042百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,045百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,975百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は991百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

リース債権及びリース投資資産 2,795百万円

担保資産に対応する債務

借入金 2,910百万円

社債に係る銀行保証 20百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券28,068百万円を差し入れております。

また、その他資産には、敷金22百万円及び保証金9百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,608百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが41,801百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,123百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,177百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 454百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 138百万円)
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金1,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債1,500百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項) による社債に対する保証債務の額は410百万円であります。
15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 45百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却5百万円を含んでおります。
2. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店と相互補完関係が強い出張所は、同一のグルーピングとしております。)
 

このうち、以下の資産について、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額217百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
鳥取県	営業用店舗3カ所	土地・建物	212百万円
島根県	遊休資産1カ所	土地・建物	4百万円
合計			217百万円

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	5,576	—	—	5,576	
合計	5,576	—	—	5,576	
自己株式					
普通株式	18	0	0	18	(注)
合計	18	0	0	18	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加209株であります。  
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増しによる減少21株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	138百万円	25円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日
平成28年 11月11日 取締役会	普通株式	138百万円	25円	平成28年 9月30日	平成28年 12月5日
合 計		277百万円			

(2) 平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 138百万円
- ②1株当たり配当額 25円
- ③基準日 平成29年3月31日
- ④効力発生日 平成29年6月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、投資信託の販売といった金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金は、預金が中心であります。一部借入金や社債による調達も行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に、債券、株式、受益証券等であり、純投資目的のほか、株式の一部は政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、内部格付、取引方針及び与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場営業グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### ②市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び細則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会等において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会等に報告しております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会等の方針に基づき、取締役会の監督の下、職務権限規程に従い行われております。このうち、市場営業グループでは、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。市場営業グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、運用状況、市場環境等をモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、取締役会等において定期的に報告されております。また、口

スカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、本部職務権限基準を定めた内部規程に基づき取組んでおります。市場営業グループがその取引執行と管理を行い、取引の状況は日々バック部門担当が市場営業グループ担当役員及びリスク管理室へ、月1回取締役会に報告し、目的外使用、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止する体制としています。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する金融資産・負債について、内部管理上、VaRを算定し、定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間40日、信頼区分99.0%、観測期間1,200日）を採用しており、コア預金の内部モデルは採用しておりません。

平成29年3月31日（当期の連結決算日）現在で、当行保有の金融資産・負債の市場リスク量（損失額の推計値）は、金利リスク量が1,832百万円、株リスク量が2,341百万円、全体で2,716百万円（相関考慮後）であります。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどに市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場状況を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,644	34,644	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,787	7,025	238
その他有価証券	94,118	94,118	—
(3) 貸出金	261,835		
貸倒引当金（※1）	△2,931		
	258,904	260,101	1,197
資産計	394,455	395,890	1,435
(1) 預金	368,751	369,421	670
(2) 借入金	21,806	21,813	7
負債計	390,558	391,235	677
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(—)	(—)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### （1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### （2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	246
② 関連会社株式	67
③ 組合出資金(※3)	37
合計	350

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式について5百万円減損処理を行なっております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	30,815	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	168	5,864	612	154	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	5,629	13,157	9,303	35,716	7,793	3,210
貸出金(※)	55,717	49,428	35,494	23,526	26,478	64,010
合計	92,331	68,451	45,409	59,397	34,271	67,220

(※) 貸出金のうち、延滞が生じている債権1,894百万円、期間の定めのないもの5,286百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	269,548	69,520	29,661	6	7	6
借入金	2,722	12,016	6,067	1,000	—	—
合計	272,270	81,536	35,729	1,006	7	6

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,496	5,662	165
	社債	1,291	1,363	72
	その他	—	—	—
	小計	6,787	7,025	238
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,899	2,899	—
	小計	2,899	2,899	—
合 計		9,687	9,925	238

3. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,178	2,606	1,572
	債券	61,004	58,335	2,669
	国債	42,266	40,048	2,218
	地方債	2,600	2,490	110
	社債	16,137	15,796	340
	その他	13,689	11,829	1,859
	小計	78,872	72,771	6,101
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	627	666	△38
	債券	252	254	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	252	254	△1
	その他	14,365	15,138	△773
	小計	15,245	16,059	△814
合 計		94,118	88,831	5,286

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,310	470	—
債券	2,182	4	16
国債	2,182	4	16
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,169	630	—
合計	4,662	1,105	16

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合があります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 3,618円69銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する  
当期純利益金額 185円29銭

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

平成29年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行  
取締役会 御中

平成29年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第167期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社島根銀行 監査役会

常勤監査役 濱 田 寛 ㊟

社外監査役 周 藤 滋 ㊟

社外監査役 石 原 明 男 ㊟

社外監査役 岡 崎 勝 彦 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら自己資本充実による経営体質の強化を図り、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、次のとおり1株当たり25円の配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 138,939,000円

なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金50円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役青山泰之氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、退任される取締役の任期の満了すべき時である平成30年の定時株主総会終結の時までとなります。

新任取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
鈴木良夫 (昭和28年12月16日生)	昭和51年4月 当行入行 平成18年6月 取締役 本店営業部長 平成20年7月 取締役 出雲支店長 平成22年6月 常務取締役 平成27年6月 当行常務取締役退任 平成27年6月 松江リース株式会社 代表取締役社長（現職）	株  1,400	なし
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>鈴木良夫氏は、平成27年6月まで当行の常務取締役であり、銀行業務に精通しております。また、平成27年6月からは、当行の連結子会社である松江リース株式会社の代表取締役を務め、その職務、職責を適切に果たしております。以上のことから、銀行における豊富な経験に加え、事業会社の代表者としての経験が、当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としたものです。</p>			

(注) 鈴木良夫氏は現在松江リース株式会社の代表取締役であります。平成29年6月27日開催の同社の定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役濱田寛氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、退任される監査役の任期の満了すべき時である平成32年の定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

新任監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
こ だに しゅう さく 小 谷 周 作 (昭和39年1月6日生)	昭和57年4月 当行入行 平成21年4月 松江営業センター 本部長 平成24年7月 倉吉支店 支店長 平成27年7月 鳥取支店 支店長(現職)	株  445	当行との間に通常の銀行取引があります。
<p>≪監査役候補者とした理由≫</p> <p>小谷周作氏は、営業店長を歴任するなど、銀行業務に精通し、その職務、職責を適切に果たしており、取締役の職務執行の監査を、的確、公正かつ効率的に遂行できると判断しております。以上のことから、同氏を監査役候補者としたものです。</p>			

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成28年6月28日開催の第166期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役長岡一彦氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第3号議案が原案通り承認可決された場合の監査役小谷周作氏の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
なが おか かず ひこ 長 岡 一 彦 (昭和42年6月2日生)	平成3年4月 当行入行 平成20年7月 リスク管理室次長 平成25年7月 リスク管理室上席次長 平成26年7月 リスク管理室長 平成28年7月 総合企画グループ部長 (現職)	株  228	当行との 間に通常 の銀行取 引があり ます。

## 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される取締役 青山泰之氏および監査役 濱田寛氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金をそれぞれ当行における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法および時期などは、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あお やま やす ゆき 青 山 泰 之	平成22年 6月 取締役 就任 平成26年 6月 常務取締役 就任 平成28年 6月 代表取締役頭取 就任 現在に至る
はま だ ひろし 濱 田 寛	平成24年 6月 監査役 就任 現在に至る

以上



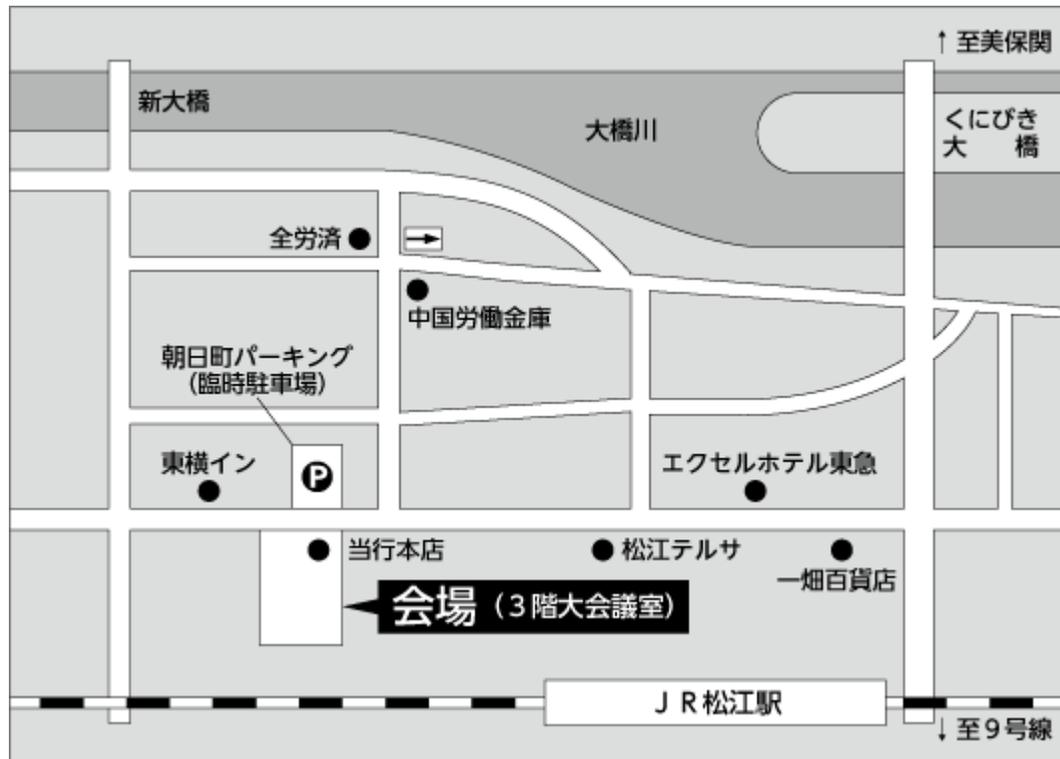
## 会場ご案内略図

# 当行 本店

(3階大会議室)

〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19

■JR松江駅より徒歩3分■



※臨時駐車場として朝日町パーキングを準備しておりますが、収容台数に限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。